

欧州共同市場と連合アフリカ 諸国の貿易

— E E C と低開発国連合制度の発展を中心に —

内 田 勝 敏

- I E E C とアフリカの連合制度
- Ⅰ 第1次連合協定
- Ⅱ 第2次連合協定
- Ⅲ 第3次協定へのみち
- V E E C とナイジェリアとの連合関係
- Ⅵ E E C と東アフリカとの連合関係
- Ⅶ E E C とアフリカ

I E E C とアフリカの連合制度

ローマ条約は第131条で、E E C加盟国と特別の関係をもつ非ヨーロッパ諸国および領域との連合関係を規定している。それによれば、連合の目的は、「非ヨーロッパ諸国および領域の経済的・社会的発展を促進し、E E C全域とのあいだに緊密な経済関係をうちたてること¹」にある。

ところで、131条で領域 (Territories) といわれる地域²は1958年には、

1 Treaty of Rome, Part IV, Article 131.

2 French West Africa (Senegal, the Sudan, Guinea, Ivory Coast, Dahomey, Mauritania, Niger, Upper Volta), French Equatorial Africa (Middle Congo later known as Congo Brazzaville, Ubangi-Shari, Tchad, Cameroon), St. Pierre and Miquelon, the Comoro Archipelago, Madagascar and dependencies, French Somaliland, New Caledonia and dependencies, French settlements in Oceania, Southern and Antarctic territories, Togo, Belgian

フランス領西アフリカ、フランス領熱帯アフリカを中心としてすべてEEC諸国の旧植民地であった。したがって、EECとの連合関係といっても領域の側には選択の余地はなく、むしろ、連合制度はEECによる領域の漸進的なEECへの同化を意味するものであった、といえよう。しかも、1957年にフランスが連合制度を要求したときには、他のEEC諸国、とくに西ドイツから反対が表明されたように、当初はフランスのアフリカ植民地にたいする同化政策である、とみられる面が強かった。

また、その内容は、貿易上の特惠条項と海外開発基金の条項の二つである。前者は関税の引き下げと輸入の量的制限の撤廃を内容としており、ローマ条約第132および133条で述べられ、後者は付属協定第10～15条で示されている。

ところで、連合制度の適用としては、まず、1958年1月1日から62年12月31日まで有効とされた「海外の国および領域とEECとの連合に関する適用協定」が定められた。いま、これを第1次連合協定とよぼう。この協定の期間中に、フランス、ベルギーの旧海外領域はほとんど独立を実現したので、これらの独立したアフリカ³18カ国とEECとのあいだで、1963年7月から69年6月までの「EECおよびこれに連合されたアフリカ・マダガスカル諸国間の連合協定」が締結された。これを第2次連合協定とよぼう。

まず、これらの協定の問題点と実績を検討することによって、EECのアフリカ諸国との連合制度の変遷の意義をみてみよう。EECのいわゆる国家独占資本主義連合は、生産力と資本の国際化をつうじて、外延的拡大をつづけ、さらにそれが新たな市場分割へむかっていることを知る事が

Congo, Rwanda-Urundi, Somaliland under Italian Trusteeship and Netherlands New Guinea.

- 3 ブルンディ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ(ブラザビル)、コンゴ(レオポルドビル)、コート・ジボアール、ダホメ、ガボン、オート・ボルタ、マダガスカル、マリ、モリタニア、ニジェール、ルワンダ、セネガル、ソマリー、チャド、トーゴ。

できるであろう。

さらに、EECの連合制度の外延的拡大は、英連邦のナイジェリアおよび東アフリカ3国にまでおよんだ。すなわち、ナイジェリアとは1966年7月、東アフリカ3国とは1968年から、それぞれ連合協定が成立した。アフリカの市場分割闘争がEECの外延的拡大をつうじて進展しているのである。この展開過程を、とくにナイジェリアのEECとの連合関係の検討をつうじて明らかにしてみたい。さらにギリシャおよびトルコとの連合の問題もあるが、やや性格を異にするので、ここではとりあげない。

II 第1次連合協定

第1次連合協定を、貿易面における関税引き下げおよび輸入の量的制限の撤廃、経済援助の面における開発基金の検討をつうじてみてみよう。

関税引き下げについては、EECが連合諸国産の商品輸入についてEECの域内関税の引き下げを同じように均てんさせる。また、連合諸国もEEC商品の輸入について関税引き下げを均てんさせることとなった。1959年から63年のあいだに、EECは6回関税引き下げを行ない、工業品で60%、農産物で45%引き下げられ、また連合諸国はEECからの輸入について工業品、農産物ともに30%の関税引き下げを行なった。さらに、旧宗主国のみにあたえていた特別な優遇関係をEEC加盟国にはすべてにひとしく均てんさせねばならなくなった。

一方、数量制限については、EECの連合諸国にたいする輸入制限は、工業品および農産物ともに全廃され、また連合諸国のEECにたいする輸入割当について旧フランス領諸国はEECにたいする無差別の割当額3,400万ドルを設けこれを59年1月から4回にわたってそれぞれ20%だけ拡大していったほか、他の連合諸国は漸次に量的制限を撤廃することとした。

ところで、第1次連合協定が貿易にもたらしたものはなんであったか。まず、EECの国別に1958～62年のアフリカ連合諸国にたいする輸出入額の変化をみてみると、第1表にみるように、輸出入ともに増加しているのは西ドイツおよびイタリーで、増加率の小さいのはフランスであった。その意味するところは、主として旧フランス植民地を中心とするアフリカ連合諸国との貿易関係において、もはやフランスの勢力関係は減少し、そこへ西ドイツ、イタリー、ベネルックスなどが侵入したかにみえる。

第1表 EECとアフリカ連合諸国との貿易 (1958～62年, %)

	アフリカ連合諸国 む け の 輸 出	アフリカ連合諸国 よ り の 輸 入
フ ラ ン ス	+ 5.6	- 12.2
西 ド イ ツ	+ 32.9	+ 69.7
オ ラ ン ダ	+ 7.9	+ 16.0
イ タ リ ー	+ 39.8	+ 123.0
ベ ネ ル ッ ク ス	+ 7.2	+ 97.0

出所：EEC, Seventh General Report on the Activities, 1 April 1963～31 March 1964, p. 231.

もちろん、この時期には、1958年末におこなわれたフラン切り下げや58～60年にかけてのコンゴやアルジェリアでの政治的混乱などがあって、フラン圏貿易が縮小したことが作用したことも否定できないであろう。しかし、より重要なことは、フラン圏を中心としたアフリカ連合諸国への西ドイツ、イタリーなどの市場進出という事態である。

また、EECぜんたいでみてアフリカ連合諸国からの輸入額は、1958年から62年までに16%減少している。これは、主としてアフリカ連合諸国の輸出品の輸出単価の下落によるものであり、また、これら諸国の交易条件の悪化を物語るものでもある。このことは、アフリカ諸国が連合制度による貿易拡大をもとめても、交易条件の悪化によってその成果に限界のあることを示している。

さて、つぎに第一次連合協定のうちもっとも重要な特徴をなすといわれた海外開発基金による援助の実績をみてみよう。開発基金による援助こそ、アフリカ連合諸国のEECとの連合による利益の最大のものといわれたものであった。

開発基金は、ローマ条約附属協定AおよびBにもとづいて、1958年から62年に至るあいだに総額5億8,125万ドルを支出することとなっていた。その割当を支出国と受取り諸国とについてみると、第2表のとおりである。

第2表 海外開発基金の支出と割当 (100万ドル)

	支 出 国		割 当 国	
	金 額	%	金 額	%
ベ ル ギ ー	70	12.04	30	5.16
西 ド イ ツ	200	34.40	—	—
フ ラ ン ス	200	34.40	511.25	87.80
イ タ リ ー	40	6.90	5	1.02
ル ク セ ン ブ ル グ	1.25	0.22	—	—
オ ラ ン ダ	70	12.04	35	6.02
合 計	581.25	100.00	581.25	100.00

出所：P. N. C. Okigbo, *Africa and the Common Market*, 1967. p. 38.

これによると、基金への支出はフランスと西ドイツは同じ金額となっているが、受取り国では87.8%という圧倒的な部分が旧フランス領諸国に割当てられている。援助計画について、フランスは、西ドイツの基金への拠出を大幅に要求しつつその利用は旧フランス領への割当てとなっていて、これが西ドイツの不満の原因となったのである。

ところで、その実施は、1962年まで暫定承認で進行中のものを含めると、316件で4億3,890万ドルとなっていた。けっきょく、1965年8月までに完全に支出された。その内訳は第3表のとおりである。すなわち、部門別では、運輸・通信施設などの経済基礎部門の近代化へもっとも多く割当てられており、ついで農業生産部門が多い。この部門別の割合はつぎの第

第3表 第1次開発基金の実施状況 (1965年7月末)

	金額 (100万ドル)	%
工業生産	3,828	0.7
農業生産	102,421	18.1
運輸通信	252,079	44.5
かんがい・住宅	55,780	9.9
公衆衛生	50,460	8.9
教育	96,762	17.1
その他の	4,658	0.8
小計	565,988	100.0
技術指導	15,262	—
総計	581,250	—

出所：P. N. C. Okigbo, *ibid.* p. 40.

2次協定との比較で問題となるところである。さらに、基金の援助活動が入札によって実施されているが、落札国として圧倒的にフランスが大きく、ついでイタリーが大きかった。援助をつうじる販売市場の獲得では、西ドイツの立ちおくれがみとめられ、これがまた第2次協定のさいの運営改善の問題を生んでくる。

III 第2次連合協定

1960年に入って、アフリカ・マダガスカル諸国が政治的独立を達成するとともに、連合関係も新たな段階に入ることとなった。

1961年の欧州議会は、その決議で、ヨーロッパおよびアフリカの協力関係を拡大する努力を払うことを強調し、かつ海外開発基金の業務を効率的にするため連合制度を再編成するよう求めた。一方、アフリカ連合諸国の側も、連合国の特産物の輸出保証をいっそうつよく求め、また海外開発基金の運営と融資には、アフリカ連合国みずからが参加すべきことを求めた。すなわち、EECとアフリカ連合諸国との平等な立場での基金の運営を要求したのであった。

さて、ヤウンデ協定とよばれる第2次連合協定は、第1次協定とヤウンデ協定発効までの暫定措置（1963年1月1日から64年5月31日まで）の実績のうえに再検討を加えてでき上がったものであり、1964年6月から69年5月末まで有効期限をもつ協定として成立した。

まず、貿易関係からみてゆこう。関税面では、EEC側が熱帯産品の9品目（パイナップル、コーヒー、ココア豆、茶、丁字、ナットメッグ、ヴァニラ、ココナット・胡椒の実）の輸入関税を全廃し、ついで、アフリカの連合諸国の他の産品にたいしても漸次的に域内関税を引き下げてゆくのであるが、67年末では工業品について80%、農産物について60~65%が引き下げられた。67年7月のEEC関税同盟の完成とともに無税となり、アフリカ連合諸国の側の輸出に有利な面ができたわけである。

他方、アフリカ連合諸国は、1964年12月1日から、EECにたいしてすべて平等な待遇にすることを決めている。したがって、フランス一国と旧フランス領連合諸国のあいだのいわゆるフラン圏特惠は他のEEC諸国にもおよぼさねばならなくなった。さらに、64年7月1日から毎年15%ずつ関税の引き下げがきめられ、EECのアフリカ連合諸国にたいする輸出増加を促すこととなった。

第4表 EECの各国の対アフリカ連合諸国貿易（100万ドル）

	フランス	ベルギー ルクセンブルグ	オランダ	西ドイツ	イタリア
(輸出)					
1964	583	86	33	78	40
1965	566	94	36	81	51
1966	570	94	39	85	59
(輸入)					
1964	610	225	56	158	99
1965	547	234	53	161	151
1966	600	341	54	171	153

出所：EEC統計

輸入数量制限については、E E Cが工業品について1962年はじめから数量制限を撤廃し、農産物については共通農業政策の対象品目のほとんどの数量制限を全廃し、その他の農産物については毎年20%ずつグローバル割当を拡大することとなった。

また、アフリカ連合諸国の側は、1968年5月末までに輸入数量制限を原則的に撤廃することとした。

さて、この時期の貿易実績をみると、第4表のとおり、輸出入額ともに旧宗主国であるフランスが圧倒的に多いのはとうぜんであるが、他の5カ国の増加傾向にたいして、フランスはやや減少の傾向を示している。このことは、連合制度による集団的な植民地体制の維持のなかで、アフリカ連合諸国の市場分割闘争がつよまっていることを示しているものとみることができよう。

さらに、フランスの対フラン地域高価格輸入制度の廃止目標が実施された。これは、すでに第1次協定でフランスのフラン地域との貿易比重が低下してきていたが、さらにいっそうフラン地域を解体にみちびくものであった。

つぎに援助をみてみよう。第1次協定によって規定された資本援助額は協定の失効期限のあともひきつづいて承認され1965年8月までにほぼ承認されたことはすでに述べた。

ところで、ヤウンデ協定による第2次開発基金は、総額7億3,000万ドルであり、第1次協定よりかなりの増加を示している。その内訳をみると、贈与6億2,000万ドル、低利特別融資（期限40年）4,600万ドル、欧州投資銀行の融資6,400万ドルとなっている。国別負担額をみると、フランス、西ドイツがそれぞれ2億4,650万ドルで33.8%、イタリーが1億ドルで13.7%、ベルギーが6,900万ドルで9.4%、オランダが6,600万ドルで9.0%、ルクセンブルグが200万ドルで0.3%となっていて、イタリーの負担額の増大がいちじるしい。

第5表 第2次開発基金の部門別割当 (1966年3月)

	金額 (100万ドル)	%
経 済 ・ 社 会	110.7	46.9
農 業 多 様 化	49.3	20.9
生 産 援 助	44.3	18.8
技 術 援 助	18.1	7.7
一 般 協 力 費	11.4	4.8
緊 急 援 助	1.9	0.9
計	235.7	100.0

出所：P. N. C. Okigbo, ibid. p. 65.

さらに、これを部門別でみると、経済・社会的投資は5億ドルで68.5%を占め、農業などの生産補助が2億3,000万ドルで31.5%となっている。1966年3月における実施割当額でみると、第5表のように、経済・社会投資が46.9%、生産補助が18.8%であるが、さらに農業多様化への支出20.9%を含めると、農業開発への割当てが39.7%となり、第1次協定よりも農業部門への支出が増えた。農業開発による農産物輸出の増大の方向をつよめんとしたことのあらわれである。また、内容の多様化がみられ、たとえば、農業多様化、技術援助、一般的技術援助などへ割当てられている。さらに、これらの援助に、海外領域（フランス領ソマリ、コモール諸島、西インド諸島）への援助額7,000万ドルが加わる。

かくて、第2次協定の援助はアフリカ連合諸国の要求にもとづいて農業多角化や農産物市場の確保をあるていどみとめていることとなる。しかし、これによって、EECとアフリカ連合諸国とのあいだの伝統的な国際分業関係はむしろ固定化の方向に作用するであろう。もちろん、第2次協定をつうじて、フラン圏の封鎖性は完全に打ちやぶられ、アフリカ連合諸国はEECぜんたいの外延化としていわば広域市場化した。一方、援助は農業多角化などをつうじて伝統的な先進国対後進国の国際分業を維持しようとするものであった。

さて、第2次協定はこれらを遂行するために新しい機構をつくった。連合委員会の設置と議員会議と仲裁裁判所の設置である。この3機構への代表は同数とし、EECの機構と同じようにした。連合会議の構成は、EECの閣僚会議のメンバーとEEC委員会のメンバーと18カ国の政府のメンバーで構成されている。

ともあれ、EECとアフリカ連合諸国との連合関係は、EEC側からみれば、関税引き下げや関税撤廃を求めることによって、EECの共同の市場とすることができ、さらに、贈与や長期のソフト・ローンのかたちで援助をあたえることによって集団的な市場分割の妥協形態をもとめたものといえよう。他方、アフリカ連合諸国の側からみれば、旧来の植民地的経済構造（単一栽培構造）から旧宗主国との関係を断ち切ることはできず、連合というかたちで、できるだけ有利な条件をひき出そうとしてEEC側の一括関税引き下げと開発基金をもとめてきた。

ところで、ヤウンデ協定は第60条で「協定の期限終了の1年前に、締約国は、新しい期間について定める諸規定を検討する。連合理事会は場合によっては、新協定の効力発生まで、必要な過渡的措置をとる」と述べている。これによって、1969年5月までに新しい協定への模索がつづけられたわけである。この模索の検討をつうじて、第2次協定の反省と問題点をみてみよう。

IV 第3次協定へのみち

すでに、ヤウンデ協定の継続については、1968年10月2日に欧州議会が一致して継続を勧告している。すなわち、69年5月31日に期限のくるヤウンデ協定の7年間の更新をもとめているのである。

そのなかで欧州議会は、とくにEECの援助額の増大をもとめており、アフリカ連合諸国の人口増加や開発費用の増加のために年間平均2億ドル

を7年間つづけて合計14億ドルの開発基金を支出するべきである、と述べている。これは、第2次協定の7億3,000万ドルとくらべて大へんな増加である。

ところで、第3次協定にたいするアフリカ連合諸国の側の見解はどうであろうか。

すでにアフリカ連合諸国も、ヤウンデ協定の継続をもとめて会談のための準備をはじめ、委員会をつくり、アフリカ18カ国の閣僚会議を行なった。アフリカ連合諸国の実態は、ぜんたいの人口が6,500万で、1人当り所得は年100ドル以下にすぎない。そこで、現在の程度の経済成長率では、先進工業国のいまの生活水準に達するのには、300年を要するだろう、といわれている。ヤウンデ協定の更新にあたっては、これらの観点から、連合制度の内容につきのような4つの新しい視点を盛り込むべきである、という意見が出された。これはニジェール共和国大統領の Diori Hamani の声明によるもので、同大統領は、ヤウンデ協定改訂のアフリカ準備委員会の議長である。4点の内容はつぎのとおりである。⁴

(1) アフリカ連合諸国は、EECの総輸入額のわずかに4%をすこしこえるくらいの比重しかもたない。たとえば、1964年には4.3%、67年には4.2%であった。この比率をもっと上げること。

(2) アフリカ連合諸国の農産物の総輸出額の、60%を占めている連合諸国の農産物にたいするEECの輸入は、量からみても金額からみても減少しているので、これを増加すること。

(3) 交易条件の不利化が問題の解決をいっそう悪くしている。たとえば、1958年には、アフリカ綿花100キログラムでもって4枚の毛布と8メートルの布を買えたが、1967年には1枚の毛布と3メートルの布しか買えなくなった。綿花、コーヒー、その他の原材料の価格が下落したのに反し

4 European Community, Dec. 1968.

て、工業製品の価格が上昇したのである。これを是正すること。

(4) 1958年くらい、E E Cの欧州開発基金 (EDF) からの金融援助は、約12億5,000万ドルに達した。しかし、連合諸国の人口は年々2.5%の割合で増大しているので、同じレベルで援助をつづけてゆくためには、基金の資金を年々5%ないし6%増加すべきであること。

以上の4点であるが、もっとくわしく委員会議長の提案をみてみよう。アフリカの貿易はもともと、輸出額の増加のみならずまた交易条件を有利にすることがきわめて重要である。ところが、ヤウンデ協定で示された「E E Cが農業政策をきめるさいには、E E Cはアフリカ連合諸国の利害を考慮に入れるべきである」、という点は、ヤウンデ協定の実施中には十分に、実施に入れられなかった。そこで具体的には、アフリカ連合諸国の農民は、非メンバー諸国からの競争にたいする保護という面で、E E C内の農業保護と同じ体系によって行なわれなければならない、ということ新しい協定で認めさせねばならないわけである。さらに、この体系は農産加工品にも適用されるべきであり、これが連合諸国の工業化にも役立つだろう、というのである。

また、アフリカ連合諸国の輸出農産物の価格問題は、きわめて重要である。というのは、ヨーロッパで売られている農産物の多くは補助をうけた価格であり、これにたいしてアフリカ農産物が競争することは困難だからである。しかも、ヤウンデ協定のもとの価格補助的な財政上の援助はほとんどみるべきものがなかったのである。そこで、これに対処するために価格安定基金として毎年2億ないし3億ドルを必要とする。

さらにつぎの点が問題となった。アフリカ連合諸国の借款可能限度である。第2次協定では欧州投資銀行からの6,400万ドルと特別融資として4,600万ドルの借款があたえられたが、その条件がアフリカ連合諸国の支払能力を越えているために、じっさいの利用額は前者が3,300万ドル、後者が1,100万ドルにすぎなかったのである。そこで、贈与の部分を増やすべき

ことを提案した。つぎに、開発基金の利用部門は、直接的な生産部門、とくに工業の近代化に用いられるべきことをもとめた。こんにちまでのEECの援助は、アフリカの工業化には、わずかに8.5%しか役立っていないのである。そこで、新しい協定では、アフリカ連合諸国の工業発展を刺激するような役割をもつようにすべきである、というのである。その例は、EEC内での後進地域、たとえば Sicily, Wallonia, Brittany 地域でとられた後進地域開発のモデルをアフリカ連合諸国にも適用せよ、というのである。

ともあれ、アフリカ連合諸国の側の要求は多岐にわたっており、これまでの実績からみて、市場保証の要求、価格安定の要求、交易条件の有利化の要求、開発基金の増加要求などをはじめとして、具体的に、農業保護体系や価格安定基金、開発基金の運用改善、さらに後進地域開発方式の確立をめぐる経済構造の多岐化をもとめる近代化の要求にまで発展してきているのである。いわば、これまでの旧宗主国をはじめとするヨーロッパ諸国からおしつけられてきた植民地的経済構造を断ち切るみちをもとめているのである。

他方、EECの側は、贈与あるいはソフト・ローンの増加をつうじて援助をあたえつつ、集団的なかたちの市場支配の拡大をこころみているのであるが、それは民間資本の劣勢を国家資本によって補いつつも、同様にEEC諸国間でのアフリカ連合諸国の市場の分割闘争を生んできている。

しかも、さいきんはアフリカ市場に大きい力をもっていた旧イギリス領諸国へのEEC連合関係の拡大をつうじて、EECの外延化をいっそうすすめてきた。それは、つぎにみるようにナイジェリアと東アフリカであるが、ここでみられる現象を検討してみよう。

V E E C と ナ イ ジ ェ リ ア と の 連 合 関 係

E E C と ナ イ ジ ェ リ ア と の 連 合 協 定 の 交 渉 は 1963 年 9 月 か ら は じ ま り、約 3 年 間 に わ た る 交 渉 の 結 果、1966 年 7 月 16 日 に 連 合 協 定 が 成 立 し た。

ま ず、協 定 の 内 容 を み て み よ う。こ の 連 合 関 係 で 関 税 面 で は、ナ イ ジ ェ リ ア の 輸 出 品 は、E E C 内 で ア フ リ カ 連 合 諸 国 18 カ 国 と 同 じ 扱 い を う け る こ と に な る の で あ る が、コ コ ア、落 花 生 油、パ ー ム 油、お よ び 合 板 の 4 品 目 は 18 カ 国 と 競 合 す る の で 除 か れ た。そ の 例 外 措 置 と し て、第 6 表 の よ う に、4 品 目 に つ い て は 関 税 割 当 制 と し、同 表 の 数 量 分 に つ い て の み E E C 域 内 関 税 を 適 用 す る、と い う の で あ る。

一 方、ナ イ ジ ェ リ ア 側 は、E E C の 工 業 製 品 26 品 目 の 輸 入 に た い し て 19 品 目 は 無 税 と し、7 品 目 (ビ ー ル、い わ し、若 干 の 織 物、魚 肉 缶 詰、ト マ ト 加 工 品、時 計、家 庭 用 ラ ジ オ 部 品) は 対 第 三 国 関 税 よ り 2 ~ 5 % 低 い か ま た は 半 減 と し て、協 定 発 効 後 50% 分 だ け 引 き 下 げ て 1 年 後 に 25%、2 年 後 に 25% 引 き 下 げ て 無 税 に す る こ と に な っ た。

つ ぎ に 数 量 制 限 で は、E E C 側 は ナ イ ジ ェ リ ア 産 品 に た い し て、E E C 域 内 の 数 量 制 限 の 撤 廃 措 置 を 適 用 す る。た だ し、関 税 割 当 制 と な る の は す で に 述 べ た と お り で あ る。

第 6 表 E E C ・ ナ イ ジ ェ リ ア 連 合 協 定 の 特 定 品 目 の 関 税 割 当 量
(メ ト リ ッ ク ・ ト ン)

	コ コ ア	落 花 生 油	パ ー ム 油	合 板
1966年	70,900	6,900	32,900	590
1967年	73,000	7,100	33,900	610
1968年	75,200	7,300	34,900	620
1969年	32,300	3,100	15,000	270

注 1969年 は 5 月 末 ま で。以 上 の 数 字 は 協 定 の 交 渉 で 1962 ~ 1964 年 の 当 該 ナ イ ジ ェ リ ア 産 品 の 対 E E C 輸 出 の 年 平 均 を 基 礎 と し て 算 出 し、毎 年 3 % づ つ 増 枠 し て 算 出 さ れ て い る。

他方、ナイジェリア側は、原則としてEEC産品の輸入制限をしないが、国内産業の発展、工業化、または貿易収支悪化の理由から必要が生じたばあいには、理事会の討議を経て無差別に数量制限ができるよう認められた。

さらに、双方とも国内経済に混乱をもたらすような事態が発生したばあいには、最少限必要な保護措置をとりうるというセーフ・ガード規定がある。この協定のもう一つの特徴は、援助供与の規定のないことである。この点にはあとでふれる。

さて、EEC・ナイジェリア連合協定の意義はどのような点にあるのだろうか。

この問題を考えるさいに、もっとも注意すべき点は、英連邦のメンバーであるナイジェリアがはじめてEECと連合関係に入ったという意義にあることはいうまでもない。

まず、EECの外延的な拡大という視点からEEC側が英連邦市場への進出をつよくとめた、という点が認められる。たとえば、ナイジェリアがEECにたいしてあたえた26品目にたいする無関税ないし特惠関税が、協定の討議の1963年の時期にどのような意義をもっていたかをみてみよう。

第7表は、イギリス、EEC、アメリカ、および日本の対ナイジェリア総輸出に占める26品目の比重を示している。これによると、26品目にかん

第7表 イギリス、EEC、アメリカ、日本の対ナイジェリア総輸出に占める26品目のシェア (1,000ポンド)

	総輸出 (A)	26品目 (B)	$\frac{(B)}{(A)}$ %
イギリス	70,845	2,514	3.5
EEC	44,903	3,566	7.9
アメリカ	17,897	822	2.1
日本	26,947	102	0.4

出所：外務省経済統合課「EECとアフリカ諸国との経済関係」(1967年)

しては、EECがもっとも比重が大きくて7.9%、イギリスは3.5%にすぎない。さらに、無関税となった16品目についてもEECが対ナイジェリア輸出諸国のうちで第1位を占めているのであった。いわばEECにとって重要商品についての市場拡大をこれによって達成できることになるのである。

このようにみても、EECがあえてGATT違反、国連貿易開発会議の決議違反をおかしてまでナイジェリアと連合協定を結ぶゆえんのは、EECが集団的にもとめる市場拡大策いがいのなものでもない、といえるであろう。

ところで、このさい問題になるのは、なぜイギリスがEECの市場拡大の意味をもつナイジェリアの連合関係を認めたか、という点である。

もともとイギリスの工業品輸出の市場としてのナイジェリアの地位はどんどんと低下してきていた。1953年から61年にかけてイギリスのナイジェリア向け工業品輸出は19.6%の減少を示している。しかも、あとでみるようにナイジェリアへのEECへの市場進出はいちじるしく増加しているのである。いわば貿易面ではEECの優位がほぼ認められたのである。

他方、イギリスの対外援助および対外投資面では、イギリスの比重はいぜんとして大きい。たとえばイギリスの対外援助ではほぼ90%が英連邦へむけられ、また、その41%が英連邦アフリカ諸国にむけられている。また、民間直接投資をみてもアフリカ英連邦諸国を中心にふるい型の投資がつづけられている。このことは投資市場としてのイギリスの優位を認めざるを得ない、ことを示している。

ナイジェリア連合協定は、ナイジェリアにおける貿易面での優位をEECが確認したとともに、投資市場としてはイギリスにゆずったために協定はナイジェリアにたいする援助供与規定をもたないのである⁵、といえる。

5 この点は梅津和郎氏稿「EECにおける連合関係の発展」(『現代資本主義とEEC』片山謙二編)における見解と同様である。

第8表 ナイジェリアの貿易額 (100万ポンド)

	イギリス		E E C		アメリカ	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
1955	91	64	22	22	12	5
1956	85	68	28	26	13	6
1957	78	66	32	26	8	8
1958	75	73	42	30	8	10
1959	82	82	56	33	12	8
1960	79	91	51	42	16	12
1961	77	85	58	44	19	12
1962	69	74	57	39	18	15
1963	73	70	69	45	17	18
1964	80	78	77	59	14	29
1965	101	85	96	68	26	33
1966	105	76	101	68	22	42
1967	73	66	94	60	19	26

出所：CEC, Commonwealth Trade, 1959-60, 1964, 1965, 1967.

さらにこれには、ナイジェリアの側の考えかたを考慮に入れねばならない。英連邦のメンバーであるナイジェリアがイギリスとの貿易比重が大きいことはいうまでもないが、イギリスのEEC加盟の方向が模索されているうゑに、EECとの貿易関係がしだいに高まってきて、EEC市場を確保したいという希望も強まってきた。

試みに、ナイジェリアの貿易額を示す第8表をみても、1955年から67年までにイギリスの比重は低下の一途をたどり、EECの比重は上昇をつけているのである。EEC市場の確保と拡大は、ナイジェリアの市場保証からみてもとうぜんの方向といえるであろう。

ここで、EECの対ナイジェリア輸入品目のうち特例の4品目の競合状態をみておこう。これらの4品目はいずれもナイジェリアの主要輸出品であり、世界輸出量に占める比重も1965年で落花生39%、落花生油25%、パーム核64%、パーム油30%となっているうゑ、⁶アフリカ連合諸国18カ国の

6 アフリカ経済事情 1966年8月20日号, 29ページ。

輸出と競合する恐れがきわめて大きい商品である。

まず、ココアをみよう。ココアの世界輸出に占める地位は第9表のとおりガーナについて第2位である。ところで、EECのココア輸入について第10表でみると連合18カ国の比重が1964年で40.9%、ナイジェリアの比重が21.4%になっている。ヤウンデ協定の以前には、18カ国のココア輸出価格は、フランスではナイジェリアのココアより約11%高く購入されていたが、ヤウンデ協定によって18カ国すべて同様に世界市場価格で販売することとなった。そのうえ、ナイジェリアが連合関係に入るとナイジェリアと18カ国とのあいだの競争はとうぜん激化する。

パーム・オイルについても、ナイジェリアの世界輸出に占める比重は大きくて、第11表のように1964年で25.5%もある。ところが、EECのパーム・オイル輸入構成の比率は第12表のとおりわずかに12.2%で18カ国の

第9表 ココアの世界輸出量に占める国別の量 (1,000トン)

	1958	1960	1961	1962	1963	1964
ガ ー ナ	197	303	405	421	405	382
ナイジェリア	88	157	184	195	175	197
アイボリーコースト	46	62	87	99	98	122
カメルーン	54	58	72	65	75	59
スペイン領ギニア	17	33	20	28	31	38
その他 アフリカ	27	33	35	36	32	31
(小 計)	429	646	803	844	816	829
世界 輸 出 量	629	882	1,004	1,020	1,018	1,510

出所：P. N. C. Okigbo, op. cit. p. 103.

第10表 EECのココアの国別輸入比率 (%)

	1959	1960	1961	1962	1963	1964
18カ国	32.6	34.2	35.9	37.3	38.2	40.9
ナイジェリア	18.6	18.2	18.1	18.4	19.1	21.4
そ の 他	48.8	47.6	46.0	44.3	42.7	37.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：ibid.

第11表 パーム・オイルの世界輸出量に占める国別比率 (%)

	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964
ナイジェリア	30.5	32.8	31.2	29.2	23.7	23.8	25.5
コ ン ゴ	28.7	32.3	28.2	26.8	29.6	25.7	23.2
マレーシア	14.3	13.7	16.2	16.7	20.5	20.2	23.8
インドネシア	23.2	18.2	18.3	20.6	19.7	20.8	18.7
そ の 他	3.3	3.0	6.1	6.7	6.5	9.5	8.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所: ibid. p. 105.

第12表 E E Cの palm oil の国別輸入比率 (%)

	1959	1960	1961	1962	1963	1964
18カ国	54.0	49.8	40.7	49.8	56.4	53.1
ナイジェリア	1.7	5.0	11.0	9.3	12.4	12.2
そ の 他	44.3	45.2	48.3	40.9	33.2	34.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所: ibid. p. 106.

第13表 落花生の世界輸出量に占める国別比率 (%)

	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964
ナイジェリア	31.5	32.9	26.6	34.1	32.0	25.8	42.3
セネガル	29.3	29.2	30.4	33.1	27.3	14.9	16.9
ニジェール	10.3	7.0	7.5	8.3	7.5	6.4	5.9
そ の 他	28.9	30.9	35.5	24.5	33.2	52.9	34.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所: ibid. p. 108.

53.1%にはるかに及ばない。しかし、1959年から64年までのナイジェリアの比率増大はいちじるしく、1.7%から12.2%へと増加している。パーム・オイルのばあいも E E C市場でナイジェリアと18カ国の競争は激しくなるだろう。

落花生では、世界輸出でナイジェリアは1964年に42.3%の大きさを占めている(第13表)。ところが、E E C輸入のなかで占める比率は9.6%にす

ぎず、18カ国の31.2%にはるかにおよばない(第14表)。

合板でも、西アフリカ内の生産量のうちナイジェリアはガーナについて第2位で32.4%を占めているが、EECの輸入のなかではわずかに0.7%しかしてしていない(第15、16表)。

以上のように、これらの4品目はナイジェリアの主要輸出品であり、また世界の輸出にしめる比重も大きいだけに、無関税でEECに流入するならば18カ国はとうぜん大きい打撃をうけるだろう。関税割当の設定による

第14表 EECの落花生の国別輸入量 (1,000トン)

	1959	1960	1961	1962	1963	1964
18カ国	112.4	111.4	105.7	105.0	104.3	25.3
ナイジェリア	7.4	0.7	12.0	5.9	8.0	7.8
その他	26.1	59.5	19.0	36.4	—	47.9
計	145.9	170.6	136.7	147.3	112.3	81.0

出所: ibid. p. 108.

第15表 西アフリカ諸国の合板生産量 (1,000立方米) (1962~64年)

	丸	太	合	板
ガ ナ		1,834		384
ガ ボ		1,748		74
ナイジェリア		1,332		317
アイボリーコスト		998		98
コンゴ		433		35
カメルーン		345		68

出所: ibid. p. 110.

第16表 EECの合板の国別輸入比率 (%)

	1959	1960	1961	1962	1964
18カ国	8.9	6.8	7.1	7.4	8.3
ナイジェリア	0.8	0.6	0.6	0.5	0.7
その他	90.3	92.6	92.3	92.1	91.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所: ibid. p. 111.

制限は、いわばその調整と妥協を意味するものである。

以上のように、E E C・ナイジェリア連合協定は、英連邦の加盟国としてさいしょに連合関係に入ったことの意味を重要視すべきである。その意味は、E E Cが、これまでのE E Cのアフリカ旧植民地のみならず、英連邦へも市場進出を試みたものであるとともに、つぎにとりあげるケニア、ウガンダ、タンザニアの東アフリカ3国との連合交渉にも進む前提ともなったという点で、E E Cの外延化の拡大を示すものである。

しかし、それは旧英領諸国という条件のもとで、ある程度のイギリスの既存権益に譲歩しつつ、かつ18カ国の連合諸国との競合にたいしても一定の調整措置を加えつつ、ようやく妥協して成立したものであった。

ナイジェリアにおける市場分割闘争はこのようなかたちで進行しているのである。E E Cの集団的市場進出の特異な形態というべきであろう。

ところで、E E C・ナイジェリア協定とヤウンデ協定を比較してみると、つぎの二つの点が明らかになる。

まず、ヤウンデ協定では、関税引き下げのテンポがローマ条約のばあいと同じになっている。18カ国のアフリカ連合諸国は、いずれも独立後なお日が浅く、経済の運営を関税収入にたよらねばならなかったため、関税の引き下げが財政悪化をひきおこすおそれがあった。しかも、関税引き下げテンポをきびしく守ることとしたので、財政収支の悪化がすすみ、旧宗主国への依存がかえってつよまることも懸念されたのである。

ところで、ナイジェリアのばあいは、非常に高率の財政関税を設けており、たとえば馬鈴薯は財政関税71%、輸入関税4%であった。このばあい、E E C側の輸出にあたってわずかにナイジェリア輸入関税の4%だけが無税となるにすぎないのであって、財政関税(無差別)はいぜんとして残ることとなる。したがって、ナイジェリアの関税引き下げはきわめて名目的なものにすぎなくなるのではないかと非難された。いわば、ナイジェリアの貿易のきわめて小部分にしか関税引き下げの効果は及ばない、と

いう点が問題となったのである。

もちろん、EEC側が4品目の例外はあるが、ヤウンデ協定と同じ率の関税引き下げを行ない、これにたいしてナイジェリアもEECの工業製品26品目について特惠関税率をきめた。この意味では、ナイジェリア協定もたしかに相互的である。しかし、協定では関税率を一致させる義務はない。双方が独自に貿易政策をきめることができるし、また第三国にたいするいわゆる対外関税も自由にきめることができる。したがって、これは自由貿易地域に準ずるものなのである。

第二には、EEC・ナイジェリア協定にはヤウンデ協定とちがって援助供与の規定のないことである。もともとEECとアフリカ18カ国との連合は、EECが集団的なかたちで植民地体制の維持をはかろうとするものである、という見方が行なわれてきた。いわばEECは開発援助基金を、政治的な目的に結びつけようとしているとみられたのである。そこで、EECと連合するアフリカ諸国は、EEC諸国の政治的な従属国となる。そうなると、EECに連合する国としない国との二つのグループにアフリカが分裂するだろう、という見方がとられるに至ったのである。

ところで、ナイジェリアの連合形態が、EECの開発基金や金融協力を拒否したという事実はなにを意味するだろうか。これについて、EECの集団的な支配圧力を排除してアフリカ低開発諸国が貿易面での輸出関心品目の市場保証をせまるというかたちでEECとの連合協定をむすぶことができる、ということを示したの⁷として評価できるであろう、というP. N. C. Okigboの見解がある。ナイジェリア協定で、開発基金の必要性を貿易上の必要性とを分離したことが、これまでEEC連合協定そのものを援助の政治的支配の観点からみて否定してきたアフリカ諸国にたいして、ひとつの解答を示したものになる、というのである。

7 P. N. C. Okigbo, *Africa and the Common Market*, 1967. p. 132.

しかし、この見解は皮相なみかたである、といわねばならない。というのは、すでにのべたように、ナイジェリア協定はEECの市場拡大をめざした外延的拡大であり、ナイジェリアがEECに無関税ないし特惠関税をあたえた26品目が、EECにとってきわめて輸出関心のつよい商品であることだけをみても、このことは明らかだからである。むしろ、この協定の意義は、英連邦としてのナイジェリアへのEECの市場進出であり、それがこれまでのイギリスのつよい投資力との妥協のうえに成立したものである、という見かたが妥当なものであろう。

VI EECと東アフリカとの連合関係

EECのアフリカ諸国との連合関係の拡大は、英連邦に属する東アフリカ3国にまでおよんだ。すなわち、ケニア、ウガンダ、タンザニアのいわゆる東アフリカ3国は、1963年9月いらいEECと連合関係にはいる交渉をつづけていたが、1968年7月26日にようやく妥結し、特惠貿易協定のかたちで、タンザニアのアルーシャで調印された。

交渉の過程をみると、かなり難航したあとがうかがわれる。たとえば、1964年2月の最初の予備交渉では東アフリカ3国は、つぎの諸点をもとめた。通商面において相互的な権利義務を定める連合協定の締結を希望し、ヤウンデ協定の第1編(通商)、第3編(居住権、役務、資本)および第5編(一般および最恵国条項)の諸規定は無修正で受諾すること。EEC・アフリカ連合協定加盟の諸国の利益を損わないように具体的方策を研究すること。

これにたいして、EEC側は、アフリカ連合諸国およびナイジェリアとの協定との関係もあってこれとの調整が必要であるとし、また相互主義をつらぬくことを求めた。

しかし、東アフリカ3国は、しだいに相互主義をつらぬくことに反対の態度をつよめはじめ、EEC側が特恵的な代償を求めるべきでない、という要求を主張した。1966年11月7日のブリュッセルでの交渉のさいには、東アフリカ3国の特恵の相互主義を拒否する態度はきわめて強硬であり、あらゆる国にたいして無差別に最恵国ベースで供与されるべき関税譲許を行なうという案を提出した。もちろんこれは、EECの受け入れるところとならず、交渉は無期延期になるというほどであった。

ところが、1968年にはいってようやくつぎのような協定のかたちで妥協が成立したのである。

すなわち、東アフリカ3国は、EECから輸入される59品目について(EECの輸出の15%にあたる)関税譲許を行なう。これにたいして、EECは東アフリカ3国からの輸入を自由化して、すでにEECと連合関係を結んでいる他のアフリカ諸国と同一の取り扱いをする、というのである。

さて、この協定の意義をみてみよう。

まず、東アフリカ3国が英連邦に属しており、ナイジェリアについてEECとの連合関係を成功させた点があげられるであろう。アフリカにおけるヨーロッパ諸国間の市場分割闘争は、英連邦の支配関係の弱体化傾向とともにいっそうはげしくなり、EECの集団的な形でのこの地域への侵入がはじまったことを示しているといえるだろう。

他方で、東アフリカ3国の側の要求にも注目する必要がある。それは、東アフリカ3国がその輸出関心品目である綿花、サイザル、コーヒー、牛乳、バターなどの市場を確保するために、EECとの連合交渉にはいったと考えられる側面である。しかも、この交渉経過にもみられるように、EECとの相互主義に反対し、とくに国連貿易開発会議のひらかれた1964年3月～5月の時期からは強硬にこれを主張する、という態度をとった。このことは低開発諸国の側の一般的な要求の高まりに呼応するものであったことはいうまでもない。

とはいえ、東アフリカの貿易構造をみると、商品構造では、輸出がコーヒー、綿花、サイザルの3商品で約半分と大きい比重を占めており、輸入はほとんど工業製品が中心でモノカルチャー構造がつづいている。国別構成でみても、イギリス、英連邦との貿易の比重がかわってなくて、むしろケニア、タンザニアのように英連邦への輸出がいちじるしく増大している国すらもみられる(第17~19表)。しかし、これらの諸国も、こんごイギリスがEECへの接近をすすめてゆくとみられる以上、イギリスへの

第17表 ケニアの地域別貿易額 (100万ポンド)

	英連邦		イギリス		アメリカ		EEC		総計	
	EX	IM	EX	IM	EX	IM	EX	IM	EX	IM
1960	30	45	10	31	4	5	11	16	52	97
1961	32	48	9	31	5	5	9	12	56	95
1962	35	47	12	30	4	7	11	14	60	98
1963	40	50	12	30	3	5	12	16	68	106
1964	47	42	11	23	5	5	12	15	77	88
1965	50	44	11	25	3	9	12	15	78	101
1966	53	59	13	38	5	11	14	21	87	123
1967	53	63	14	40	3	8	11	24	82	123

出所: CEC, Commonwealth Trade, 1964, 65, および 67.

注 EXは輸出, IMは輸入を示す。

第18表 ウガンダの地域別貿易額 (100万ポンド)

	英連邦		イギリス		アメリカ		EEC		総計	
	EX	IM	EX	IM	EX	IM	EX	IM	EX	IM
1960	25	13	7	5	6	—	9	3	49	21
1961	23	15	6	6	6	—	9	3	48	22
1962	22	14	8	5	10	—	5	3	48	22
1963	26	18	10	6	14	—	8	4	62	28
1964	28	28	8	11	18	—	11	7	76	46
1965	30	37	11	16	14	—	12	9	74	58
1966	32	37	12	15	17	—	8	11	77	59
1967	39	35	16	16	13	—	8	10	79	58

出支: ibid.

第19表 タンザニアの地域別貿易額 (100万ポンド)

	英 連 邦		イギリス		アメリカ		E E C		総 計	
	EX	IM	EX	IM	EX	IM	EX	IM	EX	IM
1960	32	25	16	11	5	1	14	6	62	44
1961	30	29	17	13	5	2	11	5	56	48
1962	34	29	18	12	5	2	11	5	58	47
1963	35	30	20	12	5	1	14	6	71	47
1964	41	35	20	15	6	3	15	8	75	60
1965	40	39	18	16	4	3	12	12	69	67
1966	50	44	22	19	6	4	13	14	83	80
1967	49	41	24	20	3	5	11	16	79	79

出所: *ibid.*

依存がうすれて、E E Cへの貿易の方向が発展するものとみられる。

要するに、E E C・東アフリカ連合協定は、すでに述べたナイジェリア協定ときわめて類似した性格をもつとみられる。というのは、英連邦に属していた東アフリカ3国がナイジェリアについて2番目に実質的な連合関係にはいったからである。したがって、E E Cの外延の拡大とその反面としての英連邦の弱体化がその背後でどんどんと進行しているとみなければならない。

もともと、アフリカ市場は二つのブロックに両極化されている、とみられていた。すなわち英連邦貿易圏にぞくする国ぐにとE E C貿易圏にぞくする国ぐにとの二つの強力なグルーピングにわけられていたのである。ところが、E E C・ナイジェリア協定およびE E C・東アフリカ協定ができたことによって、この二つのグルーピングの橋わたしがなされた⁸、という見かたがある。もちろん、そういう見かたもできるけれども、アフリカの市場分割におけるE E Cの集団的な力の進出が英連邦諸国においてそのような現象を示しているともみるほうが正しいだろう。

このことは、E E C・ナイジェリア協定もE E C・東アフリカ協定も、

8 P. N. C. Okigbo, *ibid.* p. 132.

ともに有効期限が1969年5月までとなっており、アフリカ18カ国との連合協定と一致している点と関連があるだろう。

というのは、アフリカ18カ国との協定の終わる時期には、これらの協定も同時に更新し、そのさい協定の内容もできるだけ統一しようという意図によるものだと推定されるからである。そうすると、いずれの協定もEECとの結びつきのきわめてつよいものとして確立されてくるのではなからうか。

VII EECとアフリカ

EECが国家独占資本主義連合として、6カ国間で独占資本が貿易協定やカルテル協定をつうじて結合をつよめている。しかも、アフリカ低開発諸国にたいしては、集団的なかたちで特惠貿易体制をつくりつつ援助をあたえたりして市場確保をねらっている。他方、EEC内部でも独占資本のあいだの対立がきびしいことはいうまでもなく、さらにまたアフリカ市場での市場分割闘争がすすんでいることも事実である。ところで、EECとアフリカの連合関係ではいずれがより重要なのであろうか。

EECとアフリカ諸国の連合制度の発展はすでにみてきたようにさまざまな形態と内容をもつものではあるが、EEC側は域内関税の撤廃措置を適用しつつ、連合諸国側もEECからの輸入にたいして全加盟国に平等の待遇をあたえるとともに関税率の引き下げをすすめている。

まず、連合関係の発展は、EECの大市場形成の必要性の高まりとともに、EEC諸国の市場をアフリカ旧植民地から、さらに英連邦諸国にまで拡大して、EECの外延の拡大方向を示している。

さらに、これらの連合関係は、EECとアフリカ低開発諸国とのいわゆる分業関係の若干の変化を生むかもしれないが、いぜんとして第1次品の輸出生産への特化をつよめることとなるだろう。アフリカ連合諸国は、工

業化のための関税設定が連合委員会の協議でみとめられてはいるものの、保護関税の設定は困難で、工業化はきわめて困難となるであろう。いわばふるい型の国際分業の固定化となるおそれがきわめてつよいのである。

EECとアフリカという観点からみれば、連合関係の発展には、EECの6カ国による集団的な市場支配網のできあがるおそれと、伝統的な国際分業の固定化のおそれとが看取されるのである。

(追記) 第三次のヤウンデ協定の更新のための交渉は1969年5月29日に妥結した。それによれば、EECは、連合アフリカ諸国にたいして既存特惠を維持し、かつ総額10億ドルの資金援助を行ない、他方、連合アフリカ諸国は、EECが他の低開発諸国からの一部の1次産品輸入関税の引き下げを認めることとなった。